

防災空地の創出のためご協力ください！

(維持管理負担の軽減や税減免があります)



小田地区の防災空地第1号



小田地区の防災空地第2号



小田地区の防災空地第2号でのイベント

●防災空地とは

当面活用の予定がない私有地を一定期間（5年以上）地域へ開放することで、災害時の延焼抑制や避難・消防活動の場として、平常時には交流の場として利用する空間です。

川崎市が無償で借り受け、広場の整備を行います。

土地所有者のメリット

固定資産税。都市計画税が非課税になります。

維持管理の手間から解放されます。

地域住民のメリット

災害時の延焼抑制や消防活動の場として役立ちます。

平常時も、地域交流の場として利用できます。



防災空地として地域開放にご協力いただける方はご連絡ください！

幸町周辺地区の防災まちづくり お問い合わせ先

不燃化重点対策地区における各種制度の詳細は右記のホームページをご覧ください。下記のお問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化 検索



<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731 (直通)

川崎市からのお知らせ

幸町周辺地区

防災まちづくり通信

川崎市 KAWASAKI CITY

2019

12月

第5号

幸町・中幸町・南幸町・都町・神明町の不燃化重点対策地区内の皆さま

補助金交付と併せて、【フラット35】の金利引き下げが受けられます

令和元年10月1日、川崎市は独立行政法人住宅金融支援機構と協定を締結しました。

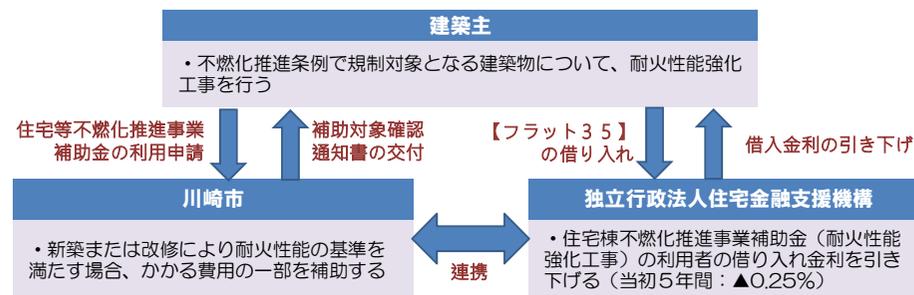
これにより、川崎市の不燃化重点対策地区（小田周辺地区・幸町周辺地区）では、住宅等不燃化推進事業補助金の利用者が【フラット35】で借入れをする場合に、補助金の交付と合わせて借入金利の引き下げ（当初5年間：▲0.25%）を受けられるようになりました。

詳しくは、2～3ページをご参照ください。

■対象エリア（不燃化重点対策地区）
幸区幸町周辺地区(37ha)



■支援制度の連携のイメージ



不燃化重点対策地区での建替えを応援します！

拡充されました！

川崎市 建築物の耐火性能強化工事に対する補助金

●対象エリア

不燃化重点対策地区（2地区）

小田周辺地区の範囲

小田1～6丁目、浅田1～3丁目
（一部の区域を除く）

幸町周辺地区の範囲

幸町1～4丁目、中幸町1～4丁目、南幸町1丁目、
都町、神明町1丁目（一部の区域を除く）

●補助対象建築物

不燃化推進条例で規制対象となる建築物について、**新築**または**改修**を行うことにより、耐火性能の基準を満たすもの（ただし、延べ面積10㎡以下の小規模なものは除く）

●補助対象者

建築主の個人・法人（ただし、公的機関は除く）

●補助金額

補助対象建築物の延べ面積に基づき決定します。

延べ面積（単位：㎡）	補助金額
10 超え～30未済	8万円
30 以上～50未済	24万円
50 以上～70未済	40万円
70 以上～90未済	56万円
90 以上～110未済	72万円
110 以上～130未済	88万円
130 以上～150未済	104万円

延べ面積（単位：㎡）	補助金額
150 以上～170未済	120万円
170 以上～190未済	136万円
190 以上～210未済	152万円
210 以上～230未済	168万円
230 以上～250未済	184万円
250 以上	200万円

連携

住宅金融
支援機構

【フラット35】地域活性化型（防災対策）

川崎市と住宅金融支援機構が連携して、住宅等不燃化推進事業補助金の利用者が【フラット35】で借入れする場合、補助金の交付とあわせて借入金利を一定期間引き下げる制度です。

●対象の要件

対象とする補助事業	【フラット35】地域活性化型（防災対策）
川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に定める 川崎市住宅等不燃化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱の別表2の（2）耐火性能強化の要件を満たす建築物とすること（※） ■【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、川崎市から【フラット35】地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。（注）この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35のサイト（www.flat35.com）でご確認ください。

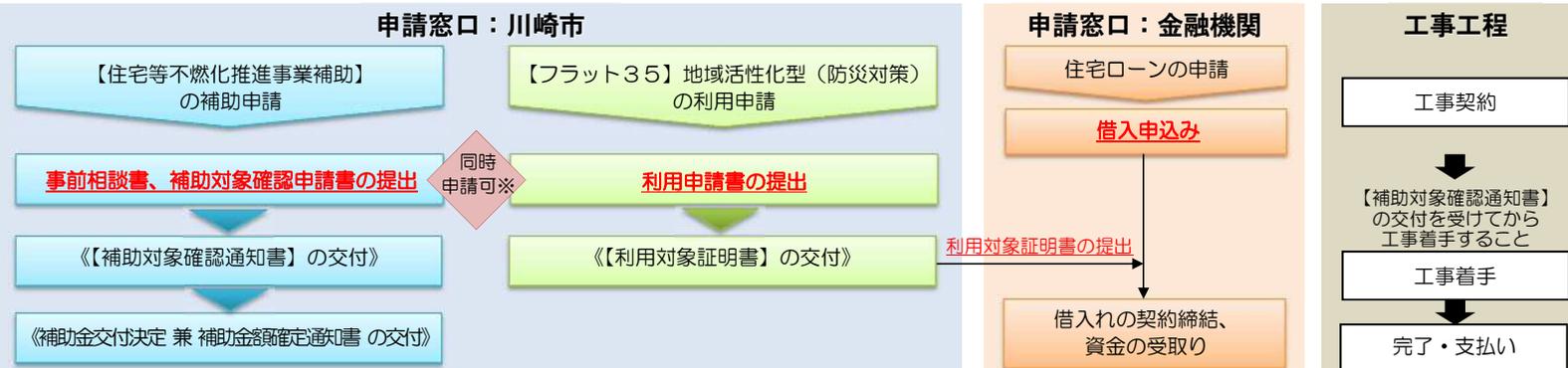
（※）川崎市住宅等不燃化推進事業補助金（耐火性能強化工事）の申請を行い、「補助対象確認通知書」の交付を受けること

●金利の引下げ

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年 ▲0.25% 【フラット35】Sを併用した場合 年 ▲0.5%

利用手続きの流れ

※下線部分は申請者が行う主な手続き、《 》部分は川崎市が行う手続き等です。



【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35（通話無料）

営業時間：毎日9:00～17:00
（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話などは、次の番号へおかけください（通話料金がかかります。）。 048-615-0420